

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第15回会議録



開会 平成17年6月23日(木)

閉会 平成17年6月23日(木)

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 議 録

会議の名称	第15回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会	
開催日時	平成 17 年6月23日(木) 午後 1 時30分 開会 ・ 午後 3 時18分 閉会	
開催場所	大野原町中央公民館3階講義室	
出席者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
欠席者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
事務局氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
関係者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
会議事項	1 議 題 別添 会議資料のとおり	2 会議結果 別添 会議録のとおり
会議の経過	別添 会議録のとおり	
会議資料	別添 会議資料のとおり	
その他の 必要事項		

第 1 5 回合併協議会出席者名簿

	委 員 氏 名		出欠等	委 員 氏 名		出欠等
	出席並びに 欠席委員 出席 15 名 欠席 2 名 凡 例 出席 欠席 ×	会 長	平野 清		委 員	加藤 義和
副会長		佐伯 文男		委 員	久保 等	×
副会長		白川 晴司		委 員	森 英雄	
委 員		大倉 利夫		委 員	石川美千子	
委 員		大山 保徳		委 員	合田久仁男	
委 員		高森 直二		委 員	横内十三枝	
委 員		藤田 芳種		委 員		
委 員		高丸 勝茂		委 員		
委 員		井上 浩司		委 員		
委 員		美藤 広		委 員		
委 員		藤岡 勉		委 員		
委 員		合田 要		委 員		
合併協議会事務局		事務局長	大木 和郎		総務広報班	長谷川加奈子
	事務局次長	象山 稔彦		調 整 班	山地 康博	
	班長(総務広報)	石川喜代美		総務広報班	藤井久美子	
	班長(計画)	合田 善春		調 整 班	細川 勝美	
	班長(調整)	好川 高雄		計 画 班	小山 悟司	
	調 整 班	合田 博晃				
関 係 者	企画部会長	藤田 賢一		健康福祉部会長	石川 和明	
	総務部会長	合田 寛		産業経済部会長	田中 正二	
	住民部会長	合田真二郎		建設部会長	吉益 忠司	
	上下水道部会	宮崎 利彦		上下水道部会長	石井 慎治	
	上下水道部会	藤川 徳光		教育部会長	篠原 武廣	

第15回合併協議会会議録索引

件 名	頁数
1 開 会	1
2 会長あいさつ	1
3 議 事	1～32
(1) 報告事項	2～32
(1) 報告第44号 平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事業報告について	2～5
(2) 報告第45号 平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出決算の認定について	5～8
(3) 報告第46号 「新市例規集」作成支援業務委託契約の締結について	8～9
(4) 報告第47号 一般職の職員の身分の取扱いについて	9～10
(5) 報告第48号 特別職の職員の身分の取扱い(その1)について	10～11
(6) 報告第49号 国民健康保険事業の取扱いについて	11～15
(7) 報告第50号 各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱い(その1)について	15～16
(8) 報告第51号 各種事務事業(保健・衛生関係)の取扱いについて	16～18
(9) 報告第52号 各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	18～20
(10) 報告第53号 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	20～22
(11) 報告第54号 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	22～26
(12) 報告第55号 各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	26～30
(13) 報告第56号 各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	30～31
(14) 報告第57号 各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて	31～32
(2) その他	32
(1) 第16回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について	32
4 閉 会	32

【午後 1 時 3 0 分開会】

事務局長 皆様、本日はお忙しい中にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから第 1 5 回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を開催いたします。

会議に入りますまで進行を務めさせていただきます事務局長の大木和郎でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第によりまして進めさせていただきます。

それでは、ここで観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会平野会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。

天気予報では今日は 5 0 % ぐらい降るということで雨を期待しておったんですけど、どうもこれ雨が降る気配はございませんで、そうなりますと、また 1 週間ぐらいはお天気になりますと、もう香川用水も 2 次ですので、次 3 次までに入るかもわからん。今度大変な事態に相なるわけでございますけど、非常に湯水で気をもむところでございますが、今日は大変暑い中を第 1 5 回の合併協議会にご参集いただきまして、どうもありがとうございました。

おかげをもちまして順調に推移し、ちょうど今日は切れ目のええ、あともう 1 1 0 日という日に、合併協議会を開催するわけになったわけでございますが、いろいろ報告事項なり、いろいろまたそれぞれ担当からご報告申し上げますので、よろしくご審議賜りたいと思います。

この合併問題とは少し余り関係がないようで、将来の市としてはあるわけですけども、実は文化庁の専門参事官の方が、急遽今日来庁せられまして、朝から豊稔池をもう視察していただいて、今はまた下で事務的に見よんですけれども、香川県で 6 件ぐらい、県でいろいろあったけれども、やはり大野原が、この豊稔ダムが一番だということで、重要文化財に指定をどうもお墨つきをして帰るぐらいにもう間違いないと言っておりますが、そうなりますと、新しい、恐らく市になってそうなると思うんです。市としても大きい重要文化財の遺産ができるわけでございますので、皆さん方にもひとつご報告させていただきたいと思います。今日はよろしく願い申し上げます。どうもありがとうございました。

大木事務局長 それでは、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第10条第2項の規定により、会長が議長となることになっておりますので、会長、よろしくお願いをいたします。

議長 議事につきましては、規約第10条第2項の規定により会長が議長となるとなっておりますので、議長を務めさせていただきます。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、もう席に掛けたまま進行させていただきます。

規約第10条の第1項の規定に基づきまして、本日の出席者の確認をさせていただきます。

本日17名の委員中、出席者が15名、欠席2名でございますが、欠席者は加藤委員さん、久保委員さんでございますが、それぞれ皆さん方から連絡を受けておる旨ご報告申し上げます。

また、本日多岐にわたる調整結果等を報告させていただくことに際しまして、1市2町の専門部会長並びに関係課長を出席させておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、議事を進行させていただきますが、議事の都合上発言される場合には、冒頭に所属市町名とお名前をよろしくお願い申し上げます。

なお、会議録作成のため恐れ入りますが、ご発言に際しましては、職員がワイヤレスマイクを持ってまいりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それではまず、報告第44号平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事業報告につきまして、事務局長より説明を願います。

大木事務局長 事務局長の大木でございます。

報告第44号平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事業報告についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の会議資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

平成16年1月29日、観音寺市、大野原町、豊浜町による1市2町合併研究会を設置し、3回の協議を重ね、法定合併協議会設置に向けての具体的スケジュール、合併の基本項目、協議会の運営等について協議し、合意が得られましたので、1市2町の3月定例議会に設置議案を提案し、3月8日、1市2町の各議会でそれぞれ可決されました。そして、平成16年4月1日、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を設置いたしました。4月1日は、委員初め多くの皆様のご協力をいただきまして、1市2町の新しい世紀の創設を願い、合併協議会設置記念式典を行いました。合併協議会の第一歩を踏み出す歴史的

な日でありました。

設置いたしました1市2町の合併協議会の平成16年度事業実績報告であります。平成16年度は合併協議会の組織づくり、事務局体制の整備、住民の皆様方への合併の理解を深めていただくための情報の提供、合併協議を行う際の基礎資料の作成、合併協定項目の協議、新市建設計画策定に向けての準備、そして合併に関するあらゆる事項の協議、調整及び準備のための協議会、幹事会、専門部会、分科会を開催するなど、事業計画に基づきまして合併問題に取り組んでまいりました。

なお、1月27日に合併協定調印式を行い、3月8日には1市2町の議会で廃置分合関連議案が可決され、3月9日に廃置分合申請書を香川県知事に申請しました。その後、4月28日に総務大臣の告示がありましたことは、既にご報告させていただいておりますとおりであります。

まず、1番目の協議会、幹事会、専門部会及び分科会の開催であります。それぞれの開催内容につきましては、会議資料に記載しているとおりであります。第1回会議から第12回会議までの協議会開催日程とそれぞれの会議の報告事項、確認事項、協議事項、その他の事項につきましては、会議資料のとおりでありますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

あと合併に必要な事項につきまして、協議会に提案すべき議案調整や協議資料作成等のため、資料のとおり幹事会、専門部会、分科会を随時開催をいたしました。

2番目の合併協定項目の協議であります。平成16年度開催の合併協議会で確認をされました協定項目は、合併の方式等の基本的な協定項目から議会議員の定数及び任期の取扱い等のいわゆる特例法に規定する項目、条例・規則、事務組織及び機構等の取扱い、その他各種事務事業に必要な協定項目、また新市建設計画等53項目がございますが、それぞれご協議いただきご確認をいただきました。括弧の中には、ご確認いただきました合併協議会の回数を記載させていただいております。なお、ご確認いただきました項目のうち、合併時までに再編統一する項目などにつきましては、4月以降順次ご報告させていただいているとおりであります。

3番目には、新市建設計画を策定いたしました。合併後の新しいまちづくりのためのマスタープランといたしまして、将来のビジョンや施策の方向性等を示し、まちづくりの基本的な指針として策定したものであります。

4番目には、住民説明会を開催いたしました。合併協議の状況と合併までのスケジュール

ル、新市建設計画（案）の説明を行ってまいりました。1市2町、行政単位ごとに23会場で開催をいたしました。参加者数並びに質問等の状況は報告資料のとおりであります。

5番目には、合併協議会だよりの発行やホームページの開設による情報の提供を行いました。内容につきましては資料のとおりであります。なお、配布体制は各市町の広報紙の配布日及び体制に合わせて各世帯に配布いたしました。配布には、自治会長さんには大変なご協力をいただいております。

6番目には、事務事業実態調査を実施いたしました。1市2町の組織、事務事業の現況の把握、課題、問題点の洗い出し、及びその整理、調整方針（案）の検討を行い、合併協議会における合併協定項目の協議に向けた資料作成を行いました。事務事業一元化に向けての例規整備並びに電算システム調査、分析委託等につきましては、報告資料のとおりであります。

7番目には、合併協議会等先進地資料、情報収集及び調査研究ということで、資料にありますように、島根県安来市を視察いたしました。その後の合併協議会の運営に大変参考となりました。

次に、視察受け入れ状況ではありますが、報告資料にありますように、県外から議会議員の皆様、また報道関係者の方が視察研修に訪れました。特に議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、厳しい財政事情の中で、在任特例や定数特例等の特例措置を使わず合併後50日以内で設置選挙を行い、あらかじめ定める定数を24人とする。また、選挙区も全市域で一選挙区と判断されたことはまさに画期的なことであり、素晴らしい判断であるのご意見をいただいております。

8番目には、新市の市章については、デザイン関係の専門知識を有する者が作成した図案をもとに、合併協議会において、新市にふさわしい市章を選定する確認内容に基づきまして、香川県デザイン協会に委託をいたしました。

新市にふさわしい市章の選定につきましては、先の合併協議会でご報告いたしておりますとおりであります。

9番目には、平成17年1月27日午後1時30分より、大野原町総合福祉会館におきまして、新市誕生に向けての歴史の第一歩となりました合併協定調印式を開催いたしました。多くの皆様が見守る中厳粛に、そして盛大に合併協定調印式が行われました。

これを受けまして、10番目ではありますが、3月8日に開催されました1市2町の3月議会に、廃置分合に関連する4議案を提案させていただき、観音寺市、大野原町、豊浜町

では3月8日、議会でそれぞれご審議いただき、原案可決をいただきました。3月8日の各議会の議決を受けまして、3月9日、1市2町の市長、町長が県知事に関係書類を添えて廃置分合申請書を提出いたしました。

以上、廃置分合の手續につきましては、報告資料のとおりであります。

11番目には、その他必要な合併に関する調査研究ということで、国、県との調整のほか、必要な事項を適宜実施してまいりました。

以上が平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の事業報告であります。

議長 ただいま事務局より報告第44号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第44号平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事業報告につきましては、報告がありましたとおり承知いただいたものとします。

次に、報告第45号平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出決算の認定につきまして、事務局長より説明を願います。

大木事務局長 続きまして、報告第45号平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出決算の認定について、私の方からご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、16ページをお開きいただきたいと思います。

事項別明細書に従ってご説明をさせていただきます。

まず、歳入といたしましては負担金予算額4,800万円、収入済額4,800万円となっております。これは1市2町の負担金で、負担割合は均等割50%、人口割50%。観音寺市が2,415万2,000円、大野原町が1,260万8,000円、豊浜町が1,124万円でございます。

次に、県補助金予算額1,500万円、収入済額1,500万円となっております。これは、市町合併促進支援事業費補助金でありまして、2年間で3,000万円ということで、合併協議会に対する県の財政的支援措置でございます。補助率は補助対象経費の2分の1となっております。16年度はそういうことで1,500万円となっております。

次に、諸収入でございますが、予算額5,000円、収入済額506円でございます。これは預金利子、コピー代金でございます。

歳入合計といたしまして、予算額6,300万5,000円、収入済額6,300万5

06円となっております。

17ページをお開きいただきたいと思います。

歳出といたしまして、運営費、事業費、予備費とありまして、運営費は会議費と事務費に分かれております。

最初、会議費でございますが、予算額312万5,000円で、支出済額が139万7,083円となっております。内訳といたしまして、報酬が21万6,550円、これは毎月開催されました合併協議会12回行われましたが、その学識経験の委員さん、監査委員さん等の報酬でございます。役務費が46万3,845円、これは会議録のテープ起こし、筆耕翻訳料でございます。

次に、使用料及び賃借料といたしまして71万6,688円、これは会議のときの録音機器の借り上げ料でございます。

次に、事務費といたしまして、予算額が3,876万5,000円、支出済額が2,791万5,196円となっております。内訳といたしまして、職員手当34万2,779円、これは職員の時間外手当でございます。報償費といたしまして4,935円、これは視察先への謝礼でございます。

次に、旅費といたしまして3万5,086円、これは職員の普通旅費でございます。需用費といたしまして566万929円、これは会議用の用紙代、合併協議会だよりの印刷代、合併協定書の印刷代等でございます。また、需用費を役務費、備品購入費へ流用させていただきました。

次に、役務費でございますが101万3,007円です。これは郵送代や電話代でございます。

次に、委託料でございますが113万976円、これはホームページ作成とか更新の委託料、プリンター保守委託料等でございます。

使用料及び賃借料ですが616万8,040円、これは自動車、電話、ファクス、パソコン、印刷機、コピー機とか、会場借り上げ料等の各種機器の借り上げ料でございます。

備品購入費でございますが11万6,159円、これは事務所の備品を整備させていただきました。当初、存目で1,000円予算計上しておりましたが、需用費より流用させていただきました。

負担金補助及び交付金といたしまして1,344万3,285円、これは県職員派遣負担金、非常勤職員公務災害補償等組合負担金、臨時職員派遣負担金、事務所整備としての

事務局準備経費等でございます。

以上が事務費でございます。

次に、事業費でございますが事業推進費といたしまして、予算額2,061万5,000円、支出済額が1,672万4,450円となっております。内訳といたしまして、旅費として32万8,100円、これは2月に委員さん方が安来市の方に視察研修を行いまして、そのときの旅費でございます。

次に、委託料でございますが、例規作成支援委託料115万5,000円、新市建設計画策定業務委託料997万5,000円、電算システム調整委託料241万5,000円、ネットワーク調査・基本計画作成委託料199万5,000円、新市市章デザイン提案業務委託料50万円の委託料1,604万円でございます。

次に、使用料及び賃借料といたしまして35万6,350円、これは先ほど申し上げました視察のときのバス借り上げ料でございます。

予備費といたしまして50万円、これは支出はいたしておりません。

歳出合計といたしまして、予算額が6,300万5,000円、支出済額が4,603万6,729円となっております。

恐れ入りますが、15ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入合計で予算現額が6,300万5,000円、収入済額が6,300万506円となっております。

歳出会計の方で予算現額が6,300万5,000円、支出済額が4,603万6,729円となっております。

歳入歳出差引残額が1,696万3,777円となっております。この金額を繰越金とさせていただきますが、17年度で、償還金利子及び割引料で、各市町に返還するように予定をいたしております。

以上、平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の決算の報告とさせていただきます。

議長 ただいま事務局から報告第45号につきまして説明がありました。ご審議いただく前に監査委員さんから監査報告をいただきたいと思いますので、伊瀬監査委員さんよろしくお願ひ申し上げます。

伊瀬監査委員 皆さんこんにちは。どうもお疲れさんでございます。観音寺市代表監査委員をしております伊瀬でございます。監査委員を代表いたしまして、平成16年度観音

寺市・大野原町・豊浜町合併協議会監査についてご報告を申し上げます。

去る6月8日に豊浜町の大廣監査委員さんとともに、大野原町役場2階会議室におきまして、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約第16条第1項の規定に基づきまして、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の収入及び支出に関する帳簿、証拠書類、預金通帳等により会計監査を厳粛に行いました結果、平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会決算書のとおり適正にして正確に処理されておりましたことを、ここに御報告を申し上げます。

以上で監査報告を終わります。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま監査委員さんから報告がありましたとおりであります。

報告第45号につきまして、何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第45号平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出決算の認定につきましては、報告がありましたとおりご承知いただいたものといたします。

ここで伊瀬監査委員さんが公務のため退席されますので、どうもありがとうございました。

次に、報告第46号「新市例規集」作成支援業務委託契約の締結につきまして、調整班長より説明願います。

事務局 失礼いたします。事務局調整班長の好川でございます。よろしく願いいたします。

それでは、報告第46号「新市例規集」作成支援業務委託契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料の21ページをお開きいただきたいと思います。

この業務につきましては、16年度よりの引き続いての作業でございます。現在1市2町で制定されております例規を整理、調査し、新市におきまして、施策及び業務の遂行に必要な例規を作成することを目的としております。

契約につきましては随意契約、相手方は第一法規株式会社でございます。

期間につきましては、平成17年4月1日から9月30日まで、契約金額は136万5,000円、うち消費税及び地方消費税6万5,000円でございます。

業務内容でございますが、原案といたしまして第1次案、第2次案の作成、素案の作成・入力、原案の修正等であります。現在は、第2次案につきまして整理に入ったところであります。そして、合併時における仮例規集の作成。また、新市におきまして、庁舎内における例規検索システム構築を予定しておりますので、その基礎となりますデータベース等の作成であります。

報告第46号「新市例規集」作成支援業務委託契約の締結につきましては、簡単ではございますが以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま調整班長より報告第46号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第46号「新市例規集」作成支援業務委託契約の締結につきましては、報告がありましたとおり進めさせていただきます。

次に、報告第47号一般職の職員の身分の取扱いにつきまして、総務部会長より説明を願います。

総務部会長 総務専門部会の合田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、22ページをお開き願います。

報告第47号一般職の職員の身分の取扱いについてご説明を申し上げます。

23ページをお開き願います。

職員の給与(案)についてでございます。新観音寺市につきましては、右端の欄にお示しをしております。

まず、給料表でございますが、行政職9級制、企業職給料表9級制ということで、後ほど出てまいります。部長制を設けることにより、これまでの8級制から9級制を敷くことにいたします。

初任給といたしましては、大卒2級2号給、短大卒1級5号給、高校卒1級3号給ということで、現在の1市2町と同様でございます。

手当につきましては、扶養手当から住居手当以下勤勉手当まで、現在の観音寺市と同様でございます。また、次の退職手当制度につきましても、観音寺市職員の退職手当に関する条例に基づき支給されるということで、現在の観音寺市と同様でございます。

24ページをお開き願います。

職の名称(案)でございます。新観音寺市、一番右端でございます。吏員と吏員以外の

職に分けてございます。吏員につきましては、部長、支所長、課長、局長、主幹、所長、室長、課長補佐、局長補佐、支所長補佐、所長補佐、副主幹、主査、総括技術員、係長、主任、主任技術員、主事、技師、保育士、栄養士、技術員としております。これまでの観音寺市の職名に準じてまとめました。わかりやすく統一したつもりでございます。

吏員以外の職につきましては、事務員、技術員、保育士、栄養士となっております。

25ページをお開き願います。

級別職務分類表(案)でございます。一番右端が新観音寺市でございます。1級から9級、今回新たに部長を敷くということで、9級のところに「部長の職務又はこれに相当する職務」というふうに設けております。基本的に、1級から8級までは観音寺市の分類表と同じであります。中で一部、4級、5級、6級につきましては、文字が、4級で例えて申しますと、「主任、主事若しくは主任技師」というところが「主任」に、5級で、同じく「主任主事若しくは主任技師」とあるのが「主任」に、6級で「総括主査」とあるのが「主査」というふうに変えてございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

議長 ただいま総務部会長より報告第47号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第47号一般職の職員の身分の取扱いにつきましては、報告がありましたとおり承知いただいたものとします。

次に、報告第48号特別職の職員の身分の取扱い(その1)につきまして、総務部会長より説明を願います。

総務部会長 それでは、報告第48号特別職の職員の身分の取扱い(その1)についてご説明を申し上げます。

恐れ入ります。27ページをお開き願います。

特別職報酬等一覧表でございます。区分の次に、新観音寺市を示しております。左の方で、住民基本台帳人口、職員数とあります。以下、報酬月額といたしまして、市長、助役、収入役、教育長、議長、副議長、議員、全議員数が、新たに今回24となっております。

次に、期末手当、その他手当となっております。新しい観音寺市につきましては、現在の観音寺市の金額と同様にしております。手当等も同様でございます。これまで類似団体

等を参考にいろいろ検討してきた結果、こういうふうになりました。

それで、現在の観音寺市におきましては、金額はこの金額でございますが、実際の支給額は1割カット、約10年前から1割カットと聞いております。

参考までに、次のページ28ページにおきましては、県内の各市の金額等をお示ししております。

また、その次の29ページにおきましては、全国の類似団体14団体の報酬額等をお示しておりますので、また後ほどご覧になっていただけたらと思います。

次に、30ページをお開き願います。

特別職の報酬・費用弁償(案)についてでございます。これは、地方自治法第184条の5に定める行政委員会の委員でございます。左側でお示ししているように、教育委員会委員、あと選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員等がございます。金額的には、一番右が新観音寺市となっております。

基本的に、これも現在の観音寺市と同じ額となっております。一部、固定資産評価審査委員会委員につきましては、現在の7,100円を7,000円にいたします。それと、選挙関係の手当でございますが、選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額と定めております。これは、他の委員とのバランスを考慮する必要があるということで、こういう書き方にしております。基本的に、すべて現在の観音寺市と同じということでございます。

それと、10月11日からの市長職務執行者の給与等につきましては、観音寺市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を定めまして、観音寺市長等の給与及び旅費に関する条例に規定する市長の例により執行するものといたします。

以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま総務部会長より報告第48号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第48号特別職の職員の身分の取扱い(その1)につきましては、報告がありましたとおり承知いただいたものとします。

次に、報告第49号国民健康保険事業の取扱いにつきまして、住民部会長より説明を願います。

住民部会長 失礼します。住民部会長の合田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、31ページの報告第49号国民健康保険事業の取扱いについてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、32ページに調整方針、調整結果をお示ししておりますので、お聞き願います。

国民健康保険事業の取扱いにつきましては、昨年の8月26日第7回の合併協議会におきまして提案され、ご確認をいただいているところでございますが、そのうち、合併時までに調整すべき事務事業といたしまして、各種保健事業における一日人間ドック及び国民健康保険運営協議会に関する取扱いの2件について調整が整いましたので、ご報告申し上げます。

まず、一日人間ドックについてでございますが、現在観音寺市と豊浜町におきまして、お手元の会議資料のとおり実施されております。対象者、年齢制限、自己負担額、委託先については、それぞれ若干の差異がございます。このような現況を踏まえ、調整結果といたしましては、対象者につきましては、国民健康保険に加入している者、年齢につきましては35歳以上70歳未満、また委託先につきましては三豊総合病院にお願いすることとし、同病院におきまして、対応可能な人数をもって当該年度の受検者とさせていただきます。

なお、自己負担金につきましては、先の調整方針におきまして、「新市において速やかに再編調整する。」とありますとおり、平成17年度事業が既にスタートしている関係上、新市におきまして18年度より統一できるよう、現在、整理、調整を図っている最中でございますので、ご了解をいただければと思います。

続きまして、国民健康保険運営協議会についてでございますが、委員構成につきましては、国民健康保険法施行令第3条第1項によりますと、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員について、おのおの同数をもって組織することになっております。これにつきましては、現在、それぞれ観音寺市5人ずつ、大野原町4人ずつ、豊浜町3人ずつでございます。また、同施行令第3条第2項によりまして、被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができることとなっておりますが、現在観音寺市におきまして、被用者保険等保険者を代表する者として、2人の委員が加わっております。

調整結果といたしましては、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員、各々5人ずつ、さらに被用者保険等保険者を代表する委員2名を加えて合計17人より構成することといたしております。運営協議会の活動といたしましては、原則として定例会を年1回、2月に開催し、さらに条例改正等の必要に応じて随時会議を開催するなどの活動をしてまいりたいと考えております。

以上、報告第49号国民健康保険事業の取扱いについてのご報告を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま住民部会長より報告第49号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

はい。

藤田委員 観音寺の藤田であります。

ただいま説明を受けました国民健康保険の事業でありますけれども、平成17年度の事業が既に出発しておるから18年度からということではありますが、具体的にいつからですか。

住民部会長 17年度としては、豊浜町、観音寺市さんとも、もう現在実施しとります。18年度当初からということ聞いておりますけれども。

藤田委員 18年3月の。

住民部会長 いやいや、4月。

藤田委員 4月から……。

住民部会長 はい。

藤田委員 じゃ、4月からは統一した金が出るけれども、それまでは……。

住民部会長 実質という、はいはい、そうです、はい。

藤田委員 そうですね、利用料金がするけど、それまではこのままでいくということですね。現状のままで。

住民部会長 そうです。

藤田委員 ばらついたままで。

住民部会長 もう17年度としてはもう行っておりますので、18年度から、改めて。

藤田委員 ということは、合併後このばらつきがあるのもやむを得ないということなんですか。

住民部会長 いやいや、調整は今、しております。

藤田委員 もう一度詳しく言うて。平成17年度で事業を出発しとるから、18年度で調整統合するというんでしょ。予算的には、今18年4月からということになりますが、じゃその間の例えば10月から4月までの間はどういうふうになる。

住民部会長 もう終わってます。もう実施しても支払いは……。

藤田委員 具体的に金額どうなるんですか、それは。例えば今言うと、一日の人間ドックの値段が違いますよね、ばらつきがあると思います。どうでしょうか。

住民部会長 それは、負担額といたしましては今観音寺市さんが1万円、自己負担が1万円と、ああ、子宮がん検診を受ける場合には1万1,000円、お手元に資料ありますが、それと豊浜町では自己負担額は4,000円と、子宮がん検診受ける場合に合わせて、受ける場合には5,000円ということで、17年度については、もう希望者を募って三豊病院で行っております。その差につきましては、鋭意今、分科会等で調整を図っております。

藤田委員 ちょっともう少し具体的に、調整を図っておるといのは、要するに差額については返すというんですか。調整を図っておるといのはわかります。

住民部会長 負担額です。自己負担額については、まだ決定はしておりません。

藤田委員 決定してない。

住民部会長 はい。鋭意努力、今分科会で検討しております。

あっ、すいません。もう決定して検診は終わっています。17年度としては検診は終わってますんで。

藤田委員 もう対象者がいなくて終わってるということなんですか。

住民部会長 はい。

藤田委員 事業そのものが終わってるという理解でいいんですか。

住民部会長 はい。

藤田委員 わかりました。

次の分の今言った国民健康保険の運営協議会でありますけれども、条例改正に伴う分で随時ということでもありますけれども、具体的に条例改正というのは何ですか、これ以外のことで。人数については、今わかりました。こういう方針でありますということで、それぞれの委員について、こういう人数でやりますということではありますが、説明などで、条例改正に伴って随時開催をするというのは、何が条例改正に伴って随時開催する事項ですか。

住民部会長 今回も新聞等で、倉敷で、国保のことで、地方税改正しますと、国保税も当然改正となります。それで、例えば市民税の改正、固定資産の改正、国民健康保険税の改正、別々に改正ございます。それで、運営協議会におきましても条例改正のご説明をしてご承認をいただいているところでございます。

藤田委員 少し、後で勉強させてください。私わからなかったけど、いいです。

議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第49号国民健康保険事業の取扱いにつきまして、報告がありましたとおり承知いただいたものとします。

次に、報告第50号各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱い（その1）につきまして、企画部会長より説明を願います。

企画部会長 失礼します。企画部会の藤田でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、報告第50号各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱い（その1）につきましてご報告を申し上げます。

恐れ入りますが、34ページをお開き願いたいと思います。

この表につきましては、左の方から項目ごと、それから各市町別の現状、右端に調整結果をお示ししてございますので、ご覧をいただいたらと思います。

広聴広報関係につきましては、第3回の合併協議会におきまして、上段の方でございますように、まず第1点、広報紙、ホームページにつきましては、合併時までに調整し、新市において、新たに発行・作成するものとする。

第2点目が、相談業務等につきましては、合併時までに調整し、統一するものとする。

第3点目、ケーブルテレビ放送については、合併時までに調整、統一し、オフトーク通信については、新市において調整するものとするというふうに調整方針をご確認をいただいております。

調整結果といたしまして、まず広報紙についてでございますが、新市の広報「観音寺」として毎月1回、A4判で2万1,200部を発行の予定でございます。配布につきましては、現行のとおり、自治会を通じまして加入世帯へご配布をお願いすることとし、公共施設等は職員が配布し、市外の公共機関等へは郵送の予定でございます。

次に、ホームページについてでございますが、合併時に新市のホームページを開設し、

市行政情報等を掲載してまいります。内容につきましては、情報入力各課入力として、随時更新の予定といたしております。また、半年間につきましては、旧の市町のホームページにリンクできる予定でございます。

次に、相談業務についてでございますが、現行のとおり、新市におきましても実施をしております。観音寺地区は委員2名により毎月第1、第3金曜日に、大野原地区につきましては、委員1名により毎月第3木曜日に、豊浜地区におきましては、委員1名により毎月第3火曜日に実施の予定でございます。また、地区懇談会につきましては、現在は観音寺市のみの実施でございますが、新市におきましてもこれまで同様開催を予定しております。

最後に、ケーブルテレビ放送についてでございますが、合併時に新市のケーブルテレビ放送としてチャンネルを一本化いたしまして、三豊ケーブルテレビ株式会社への委託により、市行政情報の提供を行ってまいります。

情報入力につきましては、インターネットを利用した各課からの入力を予定しております。

また、オフトーク通信につきましては、現行のとおり大野原町にて実施をし、新市において調整するものでございます。

以上、各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱い（その1）につきましての報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長 たいま企画部会長より報告第50号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第50号各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱い（その1）につきましては、報告がありましたとおり承知いただいたものとします。

次に、報告第51号各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱いにつきまして、健康福祉部会長より説明をお願いします。

健康福祉部会長 健康福祉部会長の石川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、報告第51号各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱いについてご報告申し上げます。

会議資料の35ページをお開き願います。

保健・衛生関係の取扱いにつきましては、昨年の7月22日、第6回の合併協議会において提案され、ご確認をいただいたところでございますが、そのうち合併時まで調整すべき事務事業として、妊婦・乳児健康診査受診票交付事務について調整が整いましたのでご報告申し上げます。

妊婦・乳児健康診査受診票につきましては、お手元の資料36ページでございますとおり、妊婦一般健康診査、35歳以上の妊婦を対象とする超音波検査及び乳児一般健康診査の受検のため、交付をされております。

交付枚数につきましては、超音波検査、乳児一般健康診査については同数でありまして、1市2町間で差異が見られないことから、現行のとおり新市に引き継ぐことといたしますが、妊婦一般健康診査につきましては、観音寺市が4枚、大野原、豊浜町が5枚といった差異がございますので、調整をさせていただきました。

妊婦一般健康診査受診票につきましては、母子手帳交付時に、母子保健ガイドブックと合わせて交付され、医療機関での一般健康診査の実施により、妊婦等の健康の向上を図る目的により実施をされております。

当該事業につきましては県の補助制度を活用しておりまして、交付枚数のうち2枚が補助事業の対象として措置され、それに上乗せする形で市町が単独事業として、2または3枚交付をいたしております。

このような状況を踏まえ、調整結果といたしましては、新市におきましては観音寺市の例により、合併時以降の母子手帳発行時より受診票4枚を交付することといたします。

なお、単独県費補助事業につきましては、平成18年4月1日受診分より廃止をされる見込みでございますことから、18年度よりの事業のあり方につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

報告第51号各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱いについては以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま健康福祉部会長より、報告第51号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

藤田委員 直接この議題にかかわりませんが、周辺でありまして大変恐縮をしますが、皆さんいらっしゃいますのでお伺いをしたいと思いますが、端的に言うと観音

寺市で、今度この議会で、介護保険の、在宅の場合に1割負担になりました分について、ある程度市が、一般会計から出して補助をしたらどうかという議案が出そうなのであります。

で、お伺いするんですが、賛否別にしまして、係の方じゃなくて町長さんにお伺いしたいんですが、合併時までそういうような動きがあるかどうかだけを確認したいと思うんですが、いかがでしょうか。2町の町長さんをお願いします。

議長　　うちは動きがございません。

藤田委員　あ、そうですか。

佐伯副会長　うちもありません。

藤田委員　あ、そうですか。ありがとうございました。聞いて、少し安心いたしました。

議長　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長　ないようでございますので、報告第5 1号各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱いにつきましては、報告がありましたとおり承知いただいたものとします。

次に、報告第5 2号各種事務事業（下水道等事業関係）の取扱いにつきましては、上下水道部会長より説明をお願いします。

上下水道部会長　失礼いたします。上下水道部会長の石井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、報告第5 2号各種事務事業（下水道等事業関係）の取扱いにつきましてご報告申し上げます。

会議資料の37ページをお開き願います。

各種事務事業（下水道等事業関係）の取扱いにつきましては、昨年8月26日開催の第7回合併協議会におきまして確認をされております。そのうち、合併時に統一するまたは合併時に再編統一する4件につきまして調整が整いましたので、ご報告するものでございます。

まず、公共下水道使用料についてであります。会議資料38ページをお開き願いたいと思います。

現在、公共下水道事業が整備、また進捗いたしておりますのは観音寺市のみでございます。合併後に新たに下水道整備区域が認可され、供用開始された場合に料金を統一してお

く必要から、観音寺市の例により統一いたしました。

調整結果につきましては、38ページ、右の調整結果の表のとおりであります。

次に、水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度であります。会議資料39ページ及び38ページであります。下水道法では、下水処理区域内におきまして、汲み取り便所が設けられている建物を所有する者は、下水道の供用開始後3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならないというふうに定められております。同じく、これを援助するため、市町の努力規定も同法に明記されております。

これらの資金の融資あっせん及び利子補給制度はこの規定に基づきまして、速やかな水洗便所への改造を推進し、水洗化率を高め、使用料を早期に回収し、下水道事業経営の独立採算制の確保、下水道経営の安定化、また健全化を図るため、現在観音寺市においても制度化されているものであります。これについても合併時に統一しておき、新市全域を網羅するため、観音寺市の例によりまして統一いたしました。

調整結果につきましては、利子あっせんの対象及び資格、融資あっせん額、融資条件、利子補給などにつきましては、39ページ及び40ページ右の調整結果のとおり、下水道処理開始の日から3年以内に行う改造工事で、改造工事1件につき10万円以上50万円までとし、補償償還額は改造工事1件につき毎月1万2,500円、利子補給につきましては、予算の範囲内において、利子の全額を補給するというようにしております。

詳細につきましては、39ページ及び40ページの調整結果をご覧ください。

次に、農業集落排水施設整備事業であります。会議資料41ページ及び42ページをお開き願いたいと思います。

現在は、大野原町、豊浜町において実施をいたしております。大野原町では、平成16年度に田野々地区が、豊浜町におきましては平成5年度に院内地区、平成12年度に本村地区がそれぞれ供用開始されております。

また、使用料につきましても、大野原町、豊浜町差異はございません。新市におきましても、料金体系、また経理関係も含め調整結果のとおり、合併時に統一するものであります。

調整結果といたしましては、新規加入者につきましては、加入負担金といたしまして1公共枡当たり15万円、使用料金につきましては、会議資料41ページ右の調整結果のとおりでございます。

続きまして、合併処理浄化槽設置整備事業についてでございますが、会議資料43ページ

ジをお開き願いたいと思います。

浄化槽のうち、し尿とあわせて雑排水を処理する合併処理浄化槽を設置する場合、その規模に応じて補助金を交付する制度であります。

調整結果につきましては右の調整結果のとおりであり、一般的な住宅に設置されます5人槽から9人槽につきましては、国の基準額に単独補助を上乗せして調整することといたします。賃貸住宅など集合住宅などに設置されます10人槽以上につきましては、10人槽と同額の補助金として調整をいたしました。

人槽ごとの調整結果につきましては、43ページ右の調整結果にお示ししておりますとおりでございます。

以上、報告第52号各種事務事業（下水道等事業関係）の取扱いにつきましてのご報告を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

議長 ただいま上下水道部会長より報告が、第52号につきましてありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第52号各種事務事業（下水道等事業関係）の取扱いにつきましては、報告がありましたとおり承知いただいたものとします。

次に、報告第53号各種事務事業（農林水産事業関係）の取扱いにつきまして、産業経済部会長より説明を願います。

産業経済部会長 失礼します。産業経済部会長の田中でございます。どうぞよろしく願いします。

それでは、報告第53号各種事務事業（農林水産事業関係）の取扱いについてご報告申し上げます。

会議資料44ページをお開きください。

各種事務事業（農林水産事業関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告します。

各種事務事業（農林水産事業関係）の取扱いにつきましては、昨年5月27日開催の第4回合併協議会におきまして確認されております。

調整結果につきましては、会議資料45ページから52ページにお示ししております。

まず、農業振興関係でございます。会議資料45ページをお願いいたします。

国庫補助事業、単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、合併時に再編統一すると確認されております。農業振興関係の

国庫補助事業、単独県費補助事業の市単独の上乗せ分については、国、県の補助要綱に定められている義務的な市上乗せ以外の単独上乗せはしないことといたしました。ただし、小規模土地基盤整備事業につきましては、生産基盤の整備の推進を図るため5%の上乗せをし、機械施設整備等のその他の事業につきましては、平成17年度申請分に限って、従来どおりJA関係5%、その他につきましては4%の上乗せをすることとし、平成18年度申請分より廃止することといたしました。

次に、会議資料46ページ、有害鳥獣駆除関係であります。有害鳥獣駆除関係については、合併時に再編統一すると確認されております。現在、大野原町、豊浜町で実施しております有害鳥獣駆除用農具購入補助金及び狩猟免許取得時の補助金につきましては合併時に廃止することとし、被害対策用ネット等設置事業につきましては、資材購入価格の3分の1もしくは3万円以下、いずれか低い方、年1回の補助を限度とする大野原町の例により統一することといたしました。

続きまして、会議資料47ページ、土地改良事業関係ですが、国庫補助事業につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。市町上乗せ分については、継続事業は現行のとおり引き継ぎ、新規事業については、合併時に再編調整すると確認されております。

まず、団体土地改良事業等の国庫補助事業につきましてはありますが、国、県、市の補助金の合計額が全体事業費の85%を超えない範囲内で、10%以内の市上乗せ補助を行うことといたしました。ただし、国庫補助事業における事業費負担率は、国が定めたガイドラインによるものといたします。

資料の中で一番左の方ですが、観音寺市の団体基盤促進事業ということで、県の補助率が10%となったりします。大野原、豊浜の欄は、県の補助が25%となったりします。この違いですが、これは基盤整備促進事業の中で、2つ以上の事業種目を取り組んだ場合には25%、1つだけの単独にした場合には10%という定めがございます。そういうことで、数字の補助率の違いがございます。

続きまして、会議資料48ページ、単独県費補助事業についてであります。単独県費補助事業については、合併時に大野原町の例により統一すると確認されております。単独県費補助事業の一般上乗せ分については、観音寺市、大野原町、豊浜町それぞれ20%以内と同じであります。香川用水非受益地について、1,000万円までの事業については20%以内、1,000万円以上の事業については10%以内の上乗せ補助をしております。大野原町の例により統一することといたしております。

続きまして、会議資料49ページ、災害復旧事業であります、災害復旧事業については、合併時に再編統一すると確認されております。災害復旧事業につきましては、行政が事業主体として取り組んでおります大野原、豊浜町の例により統一いたします。

続きまして、水産関係でございますが、漁港関係の占用料であります、漁港海岸の占用料については、合併時に観音寺市の例により統一すると確認されており、会議資料52ページにお示しのとおり、観音寺市の例により統一することといたしております。

以上、報告第53号各種事務事業（農林水産事業関係）の取扱いについてご報告終わります。よろしくお願いたします。

議長 ただいま産業経済部会長より報告が、第53号につきまして説明がありました。何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第53号各種事務事業（農林水産事業関係）の取扱いにつきましては、報告がありましたとおり承知いただいたものとします。

それでは、もう1時間済みましたので、ここで暫時休憩いたします。それでは、45分に再開いたします。よろしくお願いたします。

（休憩 午後2時35分～ 午後2時45分）

議長 それでは、再開させていただきます。

自分だけ涼しいようにしとったんですけど、職員の方もひとつ、脱ぐ方は脱いでいただいたらと思います。どうぞ。

それでは次に、報告第54号各種事務事業（商工観光事業関係）の取扱いにつきまして、産業経済部会長より説明願います。

産業経済部会長 失礼します。

それでは、報告第54号各種事務事業（商工観光事業関係）の取扱いについてご報告申し上げます。

会議資料53ページをお開きください。

各種事務事業（商工観光事業関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告します。

各種事務事業（商工観光事業関係）の取扱いについても、昨年5月27日開催の第4回合併協議会におきまして確認されております。

まず、商工業の融資関係であります。市町単独事業については、観音寺市の例により統一すると確認されております。

最初に、四国労働金庫貸付事業であります。会議資料54ページ、右の調整結果を見てください。貸付事業の原資として、四国労働金庫に貸し付けることによって、勤労者福祉の増進の基金として積極的に活用し、勤労者の生活資金などの円滑な供給を図り、勤労者の福祉の充実に努めるということを目的とし、預託期間1カ年、預託利率0.02%で、四国労働金庫に貸し付ける事業であります。

次に、会議資料55ページ、小売商業近代化資金融資預託事業であります。香川県信用保証協会へ融資原資を預託し、地元小売業者が店舗の新增築・改築等を行う場合に融資を行い、近代的な店舗づくりを推進することを目的とし、預託期間1カ年、預託利率0%で、市内で1年以上居住し、会議資料55ページの調整結果の要件を備える者に対して、設備資金を融資するものであります。

次に、会議資料56ページ、中小企業融資保証料助成事業であります。中小企業融資完済者に対して保証料を助成するものであり、保証料助成金としましては、中小企業融資は年利0.93%以内、同和対策小規模事業融資完済者に対しては、年利0.83%以内の保証料を助成するものであります。

次に、会議資料57ページ、中小企業融資審査委員会であります。中小企業融資審査委員会については、合併時に再編統一すると確認されております。

右の調整結果のとおり、市議会議員4名、金融機関6名（百十四銀行、観音寺信用金庫、香川県信用組合、四国銀行、香川銀行、中国銀行）、商工団体3名（観音寺商工会議所、大野原町商工会、豊浜町商工会）の13名で構成することといたしました。

続きまして、会議資料58ページ、商工業の振興といたしまして、商店街等活性化促進事業については、新市において観音寺市の例により実施すると確認されております。この商店街等活性化促進事業は、商店街等の活性化を図るために実施する事業を行うとする商店街団体に対して補助を行うものでございます。市内商店街の活性化を図り、地域小売商業の振興に寄与することを目的とし、補助事業限度額が100万円以内とし、補助率は2分の1で、最高が50万円です。

以上、報告第54号各種事務事業（商工観光事業関係）の取扱いについてご報告を終わります。よろしくお願いたします。

議長 ただいま産業経済部会長より報告第54号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

美藤委員 観音寺の美藤です。

別に行政の云々、この合併云々より、この商工会議所は法人格が違うし、観音寺と、また豊浜さん、大野原さんもこれ会長さんが見えとんですが、我々素人考えですが、できることなら、今の58ページの事業等も見て、これ何かの方法で一緒になれるか、なれるというんか、普通、そこらがわかりにくいんやけど、なれたらこういうような事業が進みよいでなからうかという気がしてならんので、どんなかなあと思うてちょっと進める、調整のその部門の方の話の中で、何か方法がなかったかなあという感じがするんで、お聞きしたらと思います。

議長 それでは、ちょうどおられるんで、森さんと合田さんの方でひとつ……。

森委員 法人格からして違うんで……。

美藤委員 そりゃ承知して知っとるけど、できることなら、こういう58ページにのっとる事業等を進めりゃ一つの核になって一つになった方が大きく事業が進むんでなからうかという素人判断で、できないかという気がしとんです。

森委員 というのは、商工会。

美藤委員 会議所と商工会というのは難しいんかなあ。

森委員 商工会議所と商工会。会議所と違うからな。会長が一緒になったらええんじゃないかという。

美藤委員 はい、そういうことです。

森委員 これは大分議論もあれしとるところですけども、要は補助金問題というたら、商工会と会議所に補助金がずっと出まして、会議所、これ補助金はありますけども、今回、今度は、商工会議所の会議の会員の中から何人出しておるといふ。商工会というのは、今の段階で出すと設置基準によって、豊浜の本来もやはり全部、県の職員の2年給の号給というのか、全部補助金していただいている、こういうことになっておりますので、結局全部に商工会議所と商工会というようにひとつになるとその経費に、経費というか人件費が要るもんですから、どうしたらええかという問題は、恐らく会議所でも、知らない人は簡単に言うんですけど、そのこと初めに言っとたらええですけども。そのことを説明すると大変だなあという感じがある。そしたら、できた方がええかもしれんけど、将来的に、国の指導等も会議所といたり、しだいにするとは思いますが、

今の段階では、私個人的には一緒という形になると、どういう格好になるかというのは、また皆さんといい方向を目指さないかなというふうに思いますけども、端的に言うと、商工会と商工会議所の会員の会議がもう全然違いますから、大野原、豊浜とが一緒になったときどうなるんだということですね。機会はございますけども、恐らく大野原で言いますと、経営者協会というのがあるんですけども、その人たちぐらいにしか、会議所になった場合に入りませんよという。要は、今50人おるんだけど、恐らく40名前後になると思う。そのあと、急遽そう言ったと言うてみたらあそこの青色申告、青色申告をそれぞれ100、50社を済ましたとか。非常に商店街の活性化の案が、もう当然どうするんだといったときはしよいんですけど。商店街全部大野原、もう違います。違いますから、そういう場合、商店街活性化するために、補助金を市に対して出せというぐらいの元気はあるんじゃないかという、あるいはすぐそんだけのもんをつくっていただいておりますけども、今までの状況だと思いますし、恐らく融資制度の問題にしたって、恐らくもう会員が大野原の条例にしとる節があるけども、恐らく、私の具体的に出て審査したろうというふうではありませんでした。その問題全然ないがというんですか、それがあぐらいだったらいいんですけど、非常になくなって、じゃ今度逆に商工会内の融資制度あるいは求職融資制度仮にありますけども、ちょっと調べてうちも借りたいという人はいないので、我々非常に心配しております。心配というか、もう大変だなという感じを受けております。大変、今これ審議していただいておりますかもしれん、まだまだ市に当面お願いし、決定という形というのは実際だろうし大変だろうと。

美藤委員 今の現状はようわかりました。素人問題じゃな。できたら大きく観音寺市になると、観音寺市が大きくあるからな。できることなら、今同様の見りゃあわかったけど、できることならそうになったら、またいいなということで、ちょっと疑問であったからちょっと質問しとったわけです。

森委員 単純に言うと合併しますよと。大野原と豊浜の職員の商工会議所が。あれ知らなかった。そんなら。そこに移っていくんだという。これ周囲も次々合併していくところが、いったら皆さん認識してないですから、皆さんこれは大変だろうという形で。これは一方では、そうすることによって、市からの補助が、商工会議所に余り出さずええようになるから、分配になるという意見の人も私何人が聞きました。

そんな人はしれとるから、あとの、あんたら職員はどうしよんなえと。だけど、退職しとったらええがなあと言ったら、どうして、あんなものはもうめったに、あなたの方で出

さないといきませんやと。状態は今のところ、県にも諮って言うてます。ほんなら、4%ぐらい、ちょっと今、これぐらいの問題でもできますよとか言ったってそれは商工会の会員の給料が減るだけなんですから、そのことは町の職員も、できたらこれ町の職員、これはない。県の職員の給料が減った分だけ商工会の職員の給料も減るということですから、その分だけ5%にしたり、4%になるんか5%になるんかは後で考えるだけ。何ぼしてという話もあれしたところです。

美藤委員 はい、わかりました。

議長 合田さんは別に。

合田久仁男委員 はい。ちょっと報告させてもらいますが、これは基本的にもうこの法律が、商工会議所と商工会というのはもう全然、今のところでは別建てというんですか。今、森さんが言われるように、職員の給料は…。そしたら、会議所については、何か労組の給与は入るから、給与のこともあるんですけども、そして商工会、またどっちかといえれば低財な、そしてまた…。そして、これいずれはこういった合併問題が全国的に行われておるんで、いずれは法改正によって進むんでないかと思います。

議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、ほかにないようでございますので、報告第54号各種事務事業（商工観光事業関係）の取扱いにつきましては、報告がありましたとおり承知いただいたものとします。

次に、報告第55号各種事務事業（建設事業関係）の取扱いにつきまして、建設部会長より説明を願います。

建設部会長 失礼いたします。建設部会長の吉益でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、報告第55号各種事務事業（建設事業関係）の取扱いにつきましてご報告申し上げます。

会議資料59ページをお開き願います。

各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告いたします。

各種事務事業（建設事業関係）の取扱いにつきましては、平成16年7月22日開催の第6回合併協議会において確認されておりますが、その中で、合併時に再編統一するものと確認されております3件につきましてご報告するものであります。

まず、道路認定関係でございますが、会議資料60ページをお開き願います。

調整結果につきましては、右の調整結果にお示ししているとおりでございますが、その中で、認定基準については、会議資料64ページのとおり、観音寺市市道認定基準により認定するものであります。その中で、特に第3条、第4条関係でございますが、第3条といたしまして、市道に認定する道路は法令、その他特別の定めがあるものを除き、次の各号の一に該当するものとし、(1)といたしまして、路線が系統的で、起終点がそれぞれ国道、県道または市道のいずれかに連絡しているもの。2番といたしまして、公共施設または公益施設に通じる道路で、国道、県道または市道のいずれかに連絡しているもの。3番といたしまして、起終点の一端が、国道、県道または市道のいずれかに接続している循環状道路もしくは他の道路に連絡している道路。4番目といたしまして、起終点の一端が県道または市道のいずれかに接続して、他端部に自動車の回転可能な場所が設けられている袋路状道路。

第4条といたしまして、市道に認定する道路の規格、構造の要件、敷地については、次のいずれかに適合するものでなければならないといたしまして、まず1番目といたしまして、道路幅員が4メートル以上あるもの。次2番目に、道路の交差箇所は車両の通行に支障がないよう、道路の幅員に応じたすみ切りを有するもの。3番目といたしまして、路面及び構造物が良好で、道路と隣接地との境界が明確であり、維持管理に支障を生ずるおそれがないもの。4番目といたしまして、道路敷の所有権及び構造物を速やかに市に寄附でき、他の権利の設定は係争のないもの。5番目といたしまして、道路の占用物件の配置箇所が法令等に適合しているものとなっております。

続きまして、急傾斜地崩壊防止対策事業でございます。

まず、会議資料61ページをお開き願います。

この事業は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による傾斜度が30度以上の急傾斜地の崩壊を防止するための単独県費補助事業により実施をされております事業で、調整結果につきましては、右の調整結果のとおりでございます。この中で、市上乗せ分につきましては9分の2、地元負担分については9分の1としてございます。これは県費補助が3分の2ございまして、補助残金の3分の1のうちの3分の2、県の補助相当分の9分の2を市の補助金とし、残りの3分の1、実質9分の1を地元負担金といたしてございます。

次に、道路占用料でございますが、会議資料62ページ及び63ページをお開き願いま

す。

道路占用料につきましては、香川県道路占用条例を準用してございまして、市の区域、町の区域からの適用でございましたが、合併後は全域市の区域となるため、観音寺市の例により統一するものでございます。

以上、報告第55号各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについてご報告を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

議長 ただいま建設部会長より報告第55号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

藤田委員 非常に初歩的な質問して恥ずかしいんでありますけれども、64ページをお開きをいただければと思いますが、市道の認定基準というところであります、1つだけお伺いします。まず、3条の第3項、「起終点の一端が国道、県道または市道のいずれかに」、そこまでわかるんでありますけれども、「接続している循環状道路」というのを、1つまず説明をいただきたい。

それから、「もしくは他の道路」というの、「他の道路」というのは何か、具体的にどういう道路を言うのかというのを説明いただければと思いますが、お願いします。

建設部会長 第3条の第3項でございますけど、起終点の一端が国道、県道または市道のいずれかに接続して、循環状と申しますか、いわゆるぐるりと回ってもとのところへ帰ってくるとか、もしくは他の道路、他とは主に農道、林道、具体的な例を挙げれば、そのような道路と仮定してございます。

藤田委員 そうすると、もう重ねてお伺いしますけれども、市道でなくても道路法でない道路も含めてその他の道路という今説明ですよね。道路法の道路じゃないですよ。農道は道路法の道路じゃないですよ。

それと、ある程度弾力的にですか、言葉は慎重に言いますけれども、弾力的につくということやな。

建設部会長 弾力的……。

藤田委員 市道ではなくても県道でなくて、それは道路法に言う道路ですよ。土地改良の道路なんかは、道路法に言う道路じゃないですよ。要するに、端的なものは農道ですよ。そこへ接しておったら市道に認定できるというんだったら一端がしといて、普通はこう考えるんです。行きどまりはだめでしょ。起終点から出て、市道から出て、ここで

んと行きどまりはだめ。ところが、途中まで、そこから農道になっても市道認定するぞというふうに読めませんか。そう、それはありがたいことですが、その他の道路というのは、農道じゃたら道路法に言う道路じゃないでしょ。違うんかな。今、もし理解が違ってたら言ってください。

それから、循環道路でぐるっと回ってくれば、市道から出発して循環して帰ってくれば市道にするから、接しとるでしょ。

建設部会長 そうですから。

藤田委員 ちょっと意味がわからない。帰ってくるんだったら、サークルで帰ってきたら、一端がじゃなしにもう一度回ってから、市道から出発して市道に帰ってくれば。

白川副会長 そうじゃない。市道に認定する方をといて最初におるんやから。接続しとるところが道路法に、いや登録されとる道路でなとんで、これ問題ないやないですか。

藤田委員 曲がとるやつはな。

白川副会長 そうそうそう。

藤田委員 曲がとるやつは帰ってくるということ……。

白川副会長 その他の道路に連絡している道路であれば、いわゆる申請が出てきた幅員4メートルの道というのは市道として認定しますということですからね。

藤田委員 ちょっともう一回。もしくは他の道路に隣接している道路の説明しよんだな。

白川副会長 だから、議長がおっしゃるように、こっちが道路法に規定されていない道路につながって、それを認定するのはおかしいじゃないかという話じゃからな。

藤田委員 いえ、おかしいんじゃないで、そういう弾力的なもので考えてみるかという。おかしいという。

白川副会長 だから、それいいんじゃ。これでいいんじゃ。

美藤委員 4メートル載せとったら、自動的にあくまで、そもそも見とりますということ配慮してくれとる。

藤田委員 土地改良の農道でも4メートルになとったらつないで、そこから道路を市道にするという……。

白川副会長 そういうことじゃ……。

美藤委員 そういうことじゃね。そういう意味も……。

白川副会長 今までそうだったがな。

藤田委員 いやいや。それはありがたいけどな。そうするとな。

美藤委員 いやいや、おのおので、それでは、説明に。議長よろしくをお願いします。

議長 それでは、今、部会長が報告いたしましたとおりでございますけど、ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それではないようでございますので、報告第55号各種事務事業（建設事業関係）の取扱いにつきましては、報告がありましたとおり承知いただいたものとします。

次に、報告第56号各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いにつきまして、建設部会長より説明願います。

建設部会長 どうも大変失礼いたしました。

それでは、報告第56号各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについてご報告申し上げます。

会議資料66ページお願いいたします。

各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて、各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いにつきましては、別紙のとおり報告させていただきます。

各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いにつきましても、昨年の7月22日開催の第6回合併協議会におきまして、収納管理につきましては、合併時に再編統一するという方針が確認されてございます。新市におきまして、同一制度により収納管理を行うものでございます。

会議資料の67ページをお開き願います。

調整結果につきましては、右の調整結果時にお示ししているとおりであります。新市における公営住宅の収納管理を電算システムにより管理するものでございまして、フロッピーディスク等の磁気媒体を使用する口座振替方式といたしまして、振替日につきましては月末といたしてございます。

以上、報告第56号各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いにつきましてご報告を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 ただいま建設部会長より報告第56号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第56号各種事務事業（公営住宅関係）の取扱

いにつきましては、報告のありましたとおり承知いただいたものとします。

次に、報告第57号各種事務事業（学校教育関係）の取扱いにつきまして、教育部会長より説明願います。

教育部会長 失礼します。教育部会長の篠原でございます。よろしく願いいたします。

それでは、報告第57号各種事務事業（学校教育関係）につきましてご説明申し上げます。

会議資料69ページをお開き願います。

学校教育関係につきましては、第6回の合併協議会におきまして、1つ目が、幼稚園保育料については、合併までに統一するものとする。2つ目が、就学援助費については、合併時に統一できるよう調整するものとする。3つ目が、中学校新入生ヘルメット購入補助については、合併時に統一するものとするという調整方針をご確認いただいております。

調整結果といたしましては、最初に、幼稚園の保育料についてでございますが、平成17年4月より、国の附属幼稚園の保育料及び地方交付税の単位費用の積算額に合わせまして、1市2町とも月額6,100円に統一いたしております。納入につきましては、毎月の口座振替とし、年度当初に保育料納入通知書により、園を通じて保護者に通知。年度末に保育料口座振替済通知書により、園を通じて保護者に通知することとしております。

また、滞納処理については各園長が保護者に連絡をし、現金収納する予定でございます。

次に、就学援助費についてでございますが、年度当初の認定事務につきましては、右の調整結果のとおりでございます。途中認定については、毎月認定する予定でございます。

また、審査時の世帯状況調査については、学校長、民生委員の意見を参考に、支給要綱に基づき決定するものとしております。

次に、70ページをお開き願います。

支給額については資料のとおり、現在、国の基準に伴いますので、1市2町同額でございます。支給については、認定月からの支給としております。

次に、71ページをお開き願います。

中学校新入生ヘルメット購入補助についてでございますが、この補助につきましては、自転車利用生徒の安全確保を目的とするものでございます。助成金額は、要保護、準要保護生徒が購入金額の3分の2、一般生徒が購入金額の2分の1の補助とし、新中学1年生

のうち、希望者を対象としております。また、校外活動等の関係もございますので、自転車通学か否かは問わないことといたしております。

報告第57号各種事務事業（学校教育関係）につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 ただいま教育部会長より報告が、第57号につきましてありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第57号各種事務事業（学校教育関係）の取扱いにつきましては、報告がありましたとおり承知いただいたものとします。

続きまして、その他に移りたいと思います。第16回の協議会日程につきまして、総務広報班長より説明願います。

事務局 総務広報班の石川でございます。よろしくお願いいたします。

72ページをお開きください。

次回第16回の協議会のご案内ですが、7月の第4木曜日、7月28日を予定しております。時間と場所につきましては、午後1時30分から当会場で予定しております。なお、会議内容につきましては、調整結果をご報告させていただくことになろうと思えます。ご出席のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長 ただいま総務広報班長から日程につきまして説明がありました。

何かご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、第16回の協議会の日程につきましては、原案のとおりといたします。

それでは、以上で本日予定されておりました合併協議会の日程は全て終了いたしました。

【午後3時18分閉会】